

東日本大震災における津波被害区域に係る長期避難区域

宮城県多賀城市

丁目	備 考
鶴ヶ谷一丁目	1 番及び 8 番 6 号に限る。
鶴ヶ谷二丁目	1 番から 6 番まで、8 番（3 号、5 号、7 号及び 11 号に限る。）、9 番（14 号及び 16 号に限る。）、10 番（16 号及び 18 号に限る。）、11 番（18 号に限る。）、12 番（16 号及び 20 号に限る。）、13 番（1 号、2 号及び 17 号に限る。）及び 19 番 24 号に限る。
鶴ヶ谷三丁目	1 番（6－105 号から 6－803 号までに限る。）及び 2 番から 9 番までに限る。
笠神五丁目	5 番（39 号及び 41 号に限る。）及び 6 番（1 号、3 号、5 号、8 号、10 号、12 号、16 号及び 19 号に限る。）に限る。
大代一丁目	
大代二丁目	1 番、2 番及び 4 番（20 号及び 27 号に限る。）に限る。
大代三丁目	1 番から 6 番まで及び 7 番（24 号から 28 号まで、35－1 号、35－2 号、35－16 号、36 号、38 号、39 号、42 号、43 号、45 号、53 号、54 号、57 号、58 号、60 号及び 61 号に限る。）に限る。
大代四丁目	15 番（10 号から 19 号に限る。）に限る。
大代五丁目	1 番から 6 番まで、7 番（24 号、30 号、31 号及び 33 号に限る。）、8 番（37 号から 40 号まで及び 43 号に限る。）、9 番（37 号、38 号、42 号、43 号、45 号から 48 号まで及び 51 号に限る。）、10 番（34－101 号から 34－402 号まで、45 号、46 号及び 51 号から 53 号までに限る。）、16 番（1 号、2 号及び 17 号から 19 号までに限る。）及び 18 番（32 号及び 33 号に限る。）に限る。
大代六丁目	
桜木一丁目	
桜木二丁目	
桜木三丁目	
栄一丁目	
栄二丁目	
栄三丁目	
栄四丁目	

明月一丁目	
明月二丁目	
宮内一丁目	
宮内二丁目	
八幡一丁目	
八幡二丁目	1 番、2 番、5 番（5 号及び 30 号に限る。）、7 番（15 号、16 号及び 21 号に限る。）、8 番（16 号、20 号から 22 号まで、25 号、28 号及び 30 号に限る。）、11 番（25 号、27 号、30 号から 33 号まで、35 号及び 40 号に限る。）及び 12 番から 26 番までに限る。
八幡三丁目	
八幡四丁目	
八幡字一本柳	
八幡字庚田	
八幡字砂押	
八幡字砂山	
八幡字西脇	
八幡字六貫田	
町前一丁目	
町前二丁目	
町前三丁目	
町前四丁目	